

救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ 開催要綱

1. 目的

- 令和6年度から各都道府県において第8次医療計画が策定され、救急医療及び災害医療の提供体制についても、各都道府県において随時見直しが行われているが、今後もこれら体制の充実を図っていく必要がある。
- 本ワーキンググループは、第8次医療計画における救急・災害医療提供体制等の更なる充実を図るため、救急医療及び災害医療等の諸課題について専門的に議論することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 第8次医療計画における救急医療提供体制の在り方について
- (2) 第8次医療計画における災害医療提供体制の在り方について
- (3) 新興感染症等と救急医療・災害医療の関わり方について
- (4) その他、救急・災害医療提供体制等の在り方に関する事項について

3. 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4. 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日厚生労働省ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (3) 会議の庶務は、医政局地域医療計画課において行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。